

第4条（貸越金利息等）

3 貸越金の利息計算における所定の利率は、金融情勢、金利状況等を勘案し組合が定めたものを適用します。また、金利を変更した場合には、店頭表示、インターネットその他相当の方法で掲示するものとします。変更日以降は、変更内容によりこの契約を履行します。なお、カードローン契約書において取引期限の延長終期としている「上限年齢（満年齢）到達日以降に最初に到来する取引期限」以降は、同取引期限時点の利率を完済時まで適用します。ただし、第3条第2項により組合が上限年齢到来前に取引期限延長を停止した場合は、取引期限以降、同取引期限時点の利率を完済時まで適用します。

第11条（減額・中止・解約）

2 借主はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、借主は組合所定の書面または電磁的記録により組合に通知します。

第13条（借主による相殺）

2 前項によって相殺する場合には、相殺通知は書面または電磁的記録によるものとし、相殺した貯金その他の債権の証書、通帳は直ちに組合に提出します。

第14条（債務の返済等に充てる順序）

2 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面または電磁的記録による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

第16条（届出事項）

1 借主は、その印章、署名、名称、商号、代表者、住所、職業、勤務先、その他組合に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面または電磁的記録により直ちに組合に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、借主の負担とします。

第19条（報告および調査）

3 借主は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、借主、借主の補助人、保佐人、後見人は、登記事項証明書を添付してその旨を書面または電磁的記録により組合に届け出るものとします。届出内容に変更または取消が生じた場合も同様とします。届出の前に生じた損害については、組合は責任を負わないものとします。

第21条（管轄地区外への移動）

1 組合の管轄地区内に居住する借主が、組合の管轄地区外に転居するような事由が生じた場合は、直ちに書面または電磁的記録による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。

2 借主が組合の管轄地区内において勤務に従事し、転勤、転職等の理由により組合の管轄地区外において勤務に従事するような事由が生じた場合は、直ちに書面または電磁的記録による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。

第4条（貸越金利息等）

3 貸越金の利息計算における所定の利率は、金融情勢、金利状況等を勘案し組合が定めたものを適用します。また、金利を変更した場合には、店頭表示、インターネットその他相当の方法で掲示するものとします。変更日以降は、変更内容によりこの契約を履行します。(追加)

第11条（減額・中止・解約）

2 借主はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、借主は組合所定の書面 (追加) により組合に通知します。

第13条（借主による相殺）

2 前項によって相殺する場合には、相殺通知は書面 (追加) によるものとし、相殺した貯金その他の債権の証書、通帳は直ちに組合に提出します。

第14条（債務の返済等に充てる順序）

2 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面 (追加) による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

第16条（届出事項）

1 借主は、その印章、署名、名称、商号、代表者、住所、職業、勤務先、その他組合に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面 (追加) により直ちに組合に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、借主の負担とします。

第19条（報告および調査）

3 借主は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、借主、借主の補助人、保佐人、後見人は、登記事項証明書を添付してその旨を書面 (追加) により組合に届け出るものとします。届出内容に変更または取消が生じた場合も同様とします。届出の前に生じた損害については、組合は責任を負わないものとします。

第21条（管轄地区外への移動）

1 組合の管轄地区内に居住する借主が、組合の管轄地区外に転居するような事由が生じた場合は、直ちに書面 (追加) による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。

2 借主が組合の管轄地区内において勤務に従事し、転勤、転職等の理由により組合の管轄地区外において勤務に従事するような事由が生じた場合は、直ちに書面 (追加) による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします